

## 一般条件

### 第1条 – 総則

- 書面で別途合意されない限り、この約款は、全てのオファー、申込み、アサインメント及び契約並びにアジャスター／サーベイラーによるアサインメントの実施、その他これらのオファー及び／若しくはアサインメントの結果生じる又はこれらに関連する事項に適用されます。
- 依頼者が契約締結時に自己の一般条件の適用を主張した場合であっても、アジャスター／サーベイラーは、当該条件を受諾する旨書面で明示した場合を除いて、当該条件の適用を拒否することができます。
- この約款で「依頼者」と言う場合、所定のアサインメントを共同で行った全ての依頼者及びそれらの代表者が含まれます。

### 第2条 – アサインメント

アサインメントは、そのなかで特定された事項に関してのみ生じ、その他の事項の結果をアサインメント対象に付随させることはできません。

### 第3条 – アサインメントの合意書／契約書

- 契約書はアジャスター／サーベイラーがアサインメントを承認した書面を依頼者が受領して初めて締結されたものとみなされ、当該書面には、依頼者自身からアサインメント事項又は承諾事項が不足なく明記された書面が提出された場合を除いて、対象の物体又は損失事故に関する具体的説明が付されます。
- 契約書に代替する書面は、アジャスター／サーベイラーがこれを書面で確認及び／又は同意した場合にのみ、拘束力を有します。

### 第4条 – アジャスター／サーベイラー側の義務

アジャスター／サーベイラーは、公平なアジャスター／サーベイラー及び仲介人として期待される程度に、自己の知識及び能力を最大限用いて、正確かつ完全に受諾したアサインメントを実施します。

### 第5条 – 専門家

- 自己のアサインメントを適切に実施するうえで必要と認められる場合、その限度において、アジャスター／サーベイラーは、専門家からのサポートを受けることができます。
- 第三者を選任する必要がある場合、アジャスター／サーベイラーは、その必要性について慎重に検討します。アジャスター／サーベイラーは、かかる第三者の不

十分な点について責任を負わず、アジャスター／サーベイヤーが利用する第三者の責任限定について、依頼者と事前に協議することなく依頼者に代わってこれを受け諾することができます。

## 第 6 条 – 秘密保持

1. アジャスター／サーベイヤーは、アサインメントに関連して開示を受けた又は知るに至った第三者に関する一切の情報及び依頼者に対する報告書の内容にかかる機密性を保護する義務を負います。ただし、アサインメントの適切な実施のために一名以上の専門家の選任が必要となる場合はこの限りでありません。
2. アジャスター／サーベイヤーが一名以上の専門家を選任した場合、前項の秘密保持義務がアジャスター／サーベイヤーによって当該専門家に課されます。
3. 依頼者は、アジャスター／サーベイヤーから受領した一切の報告書等を厳格に機密として取り扱い、本来の目的以外のためにこれらの報告書等を使用することはできません。

## 第 7 条 – アサインメント実施上の条件

依頼者は、アサインメントがその性質上合理的に必要な条件において実施されよう配慮するものとします。

## 第 8 条 – 依頼者による情報提供

1. アサインメント開始時又はその後直ちに、依頼者は、アジャスター／サーベイヤーに対し、アサインメントの適切な実施のために必要とされる一切のデータ及び情報を提供するものとします。アジャスター／サーベイヤーから要請があった場合、依頼者は、アジャスター／サーベイヤーの指定する方法でアジャスター／サーベイヤーに書面をもって情報提供するものとします。
2. アジャスター／サーベイヤーは、受領する情報は正確かつ完全であるとの前提に立つことができます。アジャスター／サーベイヤー及び／又は第 5 条に基づきアジャスター／サーベイヤーが選任した専門家が情報の不正確性及び／又は不完全性に起因して損害及び／又は損失を被った場合、依頼者は、当該損害及び／又は損失についてこれを被った者に対し賠償しなければなりません。

## 第 9 条 – 早期の終了

1. アジャスター／サーベイヤーは、自己の緊急を要する事由を理由として、既に受諾したアサインメントを引き続き実施することを中止することができます。この場合、アジャスター／サーベイヤーは、依頼者に対し、当該中止に伴う損害及び／又は損失を賠償する責任を負わず、また口頭又は書面（アジャスター／サー

ベイナーが選択できるものとします。) をもって、依頼者に対し、既に実施した活動について報告します。

2. 依頼者は、アジャスター／サーベイナーに対し、既に発生した及び実施済みの活動に係る費用を賠償しなければならず、この場合、第 13 条の規定が適用されます。

## 第 10 条 – 終了及び解除

1. アジャスター／サーベイナーは、以下の場合、依頼者に対する書面通知をもって直ちに、自己の活動を終了し、契約の実施未了範囲を取り消すことができます。この場合、法的手続は必要とされず、またこれによりアジャスター／サーベイナーの費用、損害及び／又は損失並びに利益の補償を受ける権利は侵害されません。
  - a. 依頼者が死亡又は後見の対象となった場合。依頼者が法人の場合、解散の決議がなされた場合。
  - b. 何らかの差押がなされた場合。
  - c. 依頼者が法律又はこの約款上の義務のいずれかを履行しなかった場合。
  - d. 依頼者が支払期限までに請求金額若しくはその一部の支払を完了しなかった場合又は自己のアジャスター／サーベイナーに対する義務を履行しなかった場合。
  - e. 依頼者が自己の事業又はそのうちの重要な部分の終了又は譲渡のための手続を開始した場合（新設される会社への事業譲渡又は事業上の目的変更を含む。）。
  - f. そのほか全般的に、契約締結後にアジャスター／サーベイナーにおいて依頼者が自己の義務を履行しないおそれがあると判断する合理的な状況を把握した場合。
2. 上記各号のいずれかの事由が生じ、それを理由としてアジャスター／サーベイナーが自己の活動を終了させた後、依頼者が最終的に自己のアジャスター／サーベイナーに対する義務を履行した場合、アジャスター／サーベイナーは、口頭又は書面（アジャスター／サーベイナーが選択できるものとします。）をもって、依頼者に対し、既に実施した活動について報告します。
3. 第 1 項の場合、アジャスター／サーベイナーは、自己の選択において、利益及び費用を含む全額が支払われるまで自己の義務履行を留保することができます。

## 第 11 条 – 報告

1. アサインメントの実施完了後、当事者間で別途合意した場合を除いて、アジャスター／サーベイヤーは、依頼者に対し、判明した事項を書面で報告します。
2. アジャスター／サーベイヤーが必要と判断した場合又は当事者間で合意した場合、アジャスター／サーベイヤーは、依頼者に対し、中間報告を行います。

## 第 12 条 – 終了及びデータ保持義務

1. アジャスター／サーベイヤーの活動は、当事者間で別途合意した場合を除いて自己の引き受けたアサインメントに関する最終報告書の提出をもって終了します（第 10 条に基づく早期終了の場合を除きます。）。
2. アジャスター／サーベイヤーは、報告書の提出時から 5 年間、アサインメントの引受け及び実施に関連する一切のデータ、通信、文書その他の記録を保持します。アジャスター／サーベイヤーは、報告書の提出時から 12 ヶ月経過時以降、アサインメントの対象に関するその他の資料について保持する義務を負いません。

## 第 13 条 – 支払

1. 書面で別途合意されない限り、支払は、控除することなく請求日から 30 日以内にアジャスター／サーベイヤーの指定する（郵便）口座に送金の方法で行われるものとします。銀行の取引明細書に記載された決済日は決定的な日付であり、支払日とみなされます。
2. アジャスター／サーベイヤーは、當時、前払い、現金払い、又は支払担保を要求する権利を有します。
3. 依頼者が請求日から 10 営業日以内に異議を申し立てなかつた場合、請求は受諾され同意されたものとみなされます。
4. 第 10 条第 1 項に規定される状況が生じた場合、依頼者は、当該事情の発生のみをもって法的に債務不履行の状態にあるとみなされます。その場合、アジャスター／サーベイヤーの依頼者に対する一切の債権は直ちに期限の利益を喪失したものとみなされます。

## 第 14 条 – 利益及び費用

- 意図的に削除

## 第 15 条 – 責任

1. アサインメントが第 2 条及び第 4 条に遵守してなされた場合、アジャスター／サーベイヤーが依頼者に対し法的責任を負うことはありません。これは、本条及び第 16 条の適用が前提となります。

2. 強行法規規定並びに一般的に認められる合理性及び公平性の原則に基づく責任を負う場合を除き、アジャスター／サーベイラーは、下記の事由に起因して、直接的若しくは間接的に又は依頼者若しくは第三者の人員に発生した、いかなる直接的・間接的損害及び／又は損失（動産又は不動産に関する事業上の中断による損失を含みます。）についても補償する義務を負いません。
  - a. 第7条に規定される不適切な状況並びに第8条に規定される不正確及び／又は不完全な情報
  - b. 第8条に規定される不正確及び／又は不完全な情報（より具体的には、アジャスター／サーベイラーが開示を求めた情報に関して、アジャスター／サーベイラーが状況を検証し必要な情報を取得するのを合理的に不可能にする程度に不正確及び／又は不完全である場合）
  - c. 調査の現場（時間制限、規制など）がアジャスター／サーベイラーにおいて調査開始前に合理的に入手可能であった情報と異なること、又は依頼者若しくは第三者において貨物を調査可能な状態にできなかったことに起因し生じたアサインメント実施上の不履行、制限又は遅滞（予定日までに調査を完了できないことを含む。）
  - d. アジャスター／サーベイラーによって実施が完了していない活動（第2条及び第4条の条件においてアジャスター／サーベイラーが当該活動を実施する必要がない理由がある場合に限ります。）
  - e. アジャスター／サーベイラーがアサインメントの実施上使用する設備の不正確な操作に起因する不具合及び／又は遅滞（依頼者においてアジャスター／サーベイラーが当該設備の管理を懈怠していたと十分に証明できた場合を除きます。）  
ここにいう不正確な操作が、パワー供給上の不具合又は故障その他の設備に影響をもたらす外的要因によるものであって当該要因の防止はアジャスター／サーベイラーの責任には含まれない場合、及びソフトウェア等設備そのものの不具合に基づく場合、かかる除外規定が適用されます。
  - f. 報告書の完成の未了又は遅滞
  - g. 第5条により選任された専門家による行為及び活動
3. アジャスター／サーベイラーは、依頼者によって又は依頼者のためにアジャスター／サーベイラーが取扱可能なものとして置かれた設備その他の対象物に生じた損害及び／又は損失について、責任を負いません。
4. 依頼者は、依頼者によって又は依頼者のためにアジャスター／サーベイラーが取扱可能なものとして置かれた設備その他の対象物に生じた損害並びに調査対象の物に生じた損害及び／又は損失に関して、第三者からアジャスター／サー

ベイナーになされた請求から、アジャスター／サーベイナーを保護するものとします。

5. アジャスター／サーベイナーは、いかなる場合でも間接的な損害及び／又は損失について責任を負いません。

## 第 16 条 – 責任制限及び時間的制限

1. 所定の事象に関するアジャスター／サーベイナーの責任は、いかなる場合でも、当該アジャスター／サーベイナーが付保する専門職業人賠償責任保険の引受保険会社が支払うべき金額に限定されます。  
同時になされるアサインメントは、本項において同一の事案とみられます。
2. アジャスター／サーベイナーに対するいかなる請求も、依頼者に報告書が提出された時点から 1 年以内のものに限定されます。

## 第 17 条 – 補償

依頼者は、アサインメントの実施及びアジャスター／サーベイナーによる報告書の交付に関連してなされる第三者からの一切の請求について、アジャスター／サーベイナーを補償するものとします。

## 第 18 条 – 適用法及び紛争解決

1. 一切のオファー、申込み、アサインメント及び契約並びにアジャスター／サーベイナーによるアサインメントの実施は、日本法に準拠します。
2. この約款が適用される契約に起因関連する事実上及び法的な一切の紛争（一方当事者のみが関係する紛争を含みます。）は、一般社団法人日本海運集会所の仲裁規則に従い、仲裁により終局的に解決されるものとします。仲裁地は東京（日本）とします。
3. 本条項によっても、当事者が緊急の場合に地方裁判所（該当のアジャスター／サーベイナーの設立場所を管轄する裁判所である必要があります。）に簡易手続を申請する権利及び差押命令の取得維持のための手続を申請する権利は排除されません。
4. 本条項によっても、第 13 条及び第 14 条に基づく請求に対する支払が徒過した場合にアジャスター／サーベイナーが請求書及びこれに関連する利息並びに徴収のための費用の支払いを求めるため管轄裁判所（法令上許容される限りにおいて、該当のアジャスター／サーベイナーの設立場所を管轄する裁判所である必要があります。）に申し立てる権利は排除されません。

5. 本条第 4 項及び第 5 項によっても、アジャスター／サーベイヤーが通常の管轄に関する法令に基づき管轄権を有する地方裁判所に訴訟を申し立てる権利は排除されません。

© Copyright Cornes & Co., Ltd. All rights reserved.